

令和5年度公益財団法人練馬区環境まちづくり公社 事業運営方針

1 はじめに

当公社は、練馬区政を補完・代替する外郭団体として、公共性の高い事業を継続的・安定的に担うことができるよう、令和2年11月「中期経営計画」を策定、公表しました。

令和5年度は、これまでの公社事業の検証を行うとともに、区の総合計画や個別計画の見直しに合わせて、次期中期経営計画の策定に取り組んでまいります。

2 事業運営方針

(1) みどりまちづくり事業

区民・事業者・行政との協働により、練馬区の貴重な資源であるみどりや景観を守り育てるまちづくりに取り組みます。みどり活動に関わる区民を人材として登録し、団体につなげることで、みどりを育むムーブメントの輪を広げます。

まちづくりの啓発や相談に対応するとともに、良好な生活環境の保全・創出に取り組む活動団体への支援、地区まちづくり、防災まちづくり等に取り組みます。

(2) 自転車等の適正利用に関する事業

新たに5か年の指定を受けた指定管理者業務の1年目として、提案した企画を着実に実現するとともに、自転車関連5事業（放置自転車撤去・移送、保管・返還、誘導・案内、問い合わせ対応、自転車駐車場運営）を連携させながら、効率的かつ効果的な管理運営を行います。また、町会・自治会や商店会等と連携して自転車対策地域協議会を設立し、自転車の適正利用の推進に努めます。

(3) 資源循環の推進に関する事業、可燃ごみ・不燃ごみの収集に関する事業

区民が粗大ごみ等を直接資源循環センターに持ち込める事業や粗大ごみの再使用事業、不燃ごみの資源化事業、区民・事業者等への普及啓発事業、可燃ごみ・不燃ごみの収集事業等、幅広い事業を行います。社員の資質の向上と自立した運営を目指し、体制を整備していきます。

(4) 地球温暖化の防止対策に関する事業

練馬区環境基本計画に基づき、「子育て・働き盛り世代への啓発の強化」、「地域活動を担う人材や事業者への支援」等に取り組み、地球温暖化の防止に向けた普及・啓発、区民、事業者の自主的な活動の支援を進めます。